

民事訴訟特別告知書

管理番号(わ) 5388-6-488

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、又は運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

以降、下に設けられた訴訟取り下げ申請期日を経て訴訟を開始させていただきます。このまま御連絡無き場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の措置として給料差し押さえ及び、動産物、不動産差し押さえを執行官立ち会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂きますようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。

訴訟問題及び、訴訟取り下げの御相談に関しましては当局にて承っておりますので管理課職員までお問い合わせ下さい。なお、ご本人様以外からの内容確認等は一切お答えできません。以上をもちまして訴訟告知とさせていただきます。

※訴訟取り下げ申請期日 平成18年10月13日
〒100-0013

東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番地5号
財務省指定機構 日本財務事務局

0120-780-817(管理課)

受付窓口 平日 9:00~17:00